

# 建設キャリアアップシステムニュース 第70号

東京土建一般労働組合 CCUS推進室

## 施工能力の「見える化」とは何か(3)

# 登録基幹技能者有効期限を9月末まで延長

## 今年度前半に更新期限がくる登録基幹技能者は9月まで延長

国交省は、新型コロナウイルス感染症対策として、登録基幹技能者の講習修了証の有効期間を延長するとしました。

4月9日付で登録基幹技能者講習実施団体に修了証更新に必要な講習の自粛を要請し、3月6日から9月30日に有効期限を迎えた者は、一律で9月末まで有効期限内として取り扱われます。

登録基幹技能者を雇用する企業が経営事項審査などを受ける場合、一律で9月30日まで有効期間内であるものとして評価されることとなります。なお、CCUSのゴールドカード発行特例措置も9月まで継続されます(次号詳報)。**[技術]**

## 魅力動画、第4弾でCCUS紹介

組合の魅力を広げ新規組合加入につなげるため5月19日に東京土建HPで7つの「動画(YouTube)」をUP。その第4弾で資格取得等とともにCCUSを紹介しています。視聴下さい**[組織]**



## 支部の認定登録機関、開設の動き

目黒支部が4月10日に窓口を公開し、5月末で公開は17本支部となりました。品川支部と、資格取得した場合の変更登録を目的に技術センターが6月1日、7月には豊島と小金井国分寺、8月に町田支部が公開予定。清瀬久

CCUS技能者登録助成及び認定登録機関登録件数

	2019年 1/1 組織数	2020年 目標 24%	技能者 助成 給付数	2020年5月26日 現在				公開予定日
				認定登録機関		窓口		
				技能者	事業者	設置	公開	
足立	8,720	2,093	13	163	85	○	○	
荒川	2,009	482	69					
葛飾	4,562	1,095	2					
文京	1,125	270	58					
台東	1,599	384	56					
墨田	2,824	678	2					
江東	3,474	834	28	22	3	○	○	
江戸川	9,064	2,175	61	178	45	○	○	
板橋	5,008	1,202	13					
豊島	2,131	512		9	3	○		2020/7/1
北	2,863	687	22					
練馬	6,994	1,679	167	208	92	○	○	
港	1,214	291		2	2	○	○	
品川	2,118	508	78	1		○		2020/6/1
大田	4,715	1,132	6					
目黒	2,189	525	5			○	○	
渋谷	3,012	723	10	1	1	○	○	
世田谷	4,917	1,180	11					
新宿	1,775	426	7					
中野	4,687	1,125		75	7	○	○	
杉並	3,383	812			2	○	○	
三鷹	2,278	547	41		4	○	○	
武蔵野	1,434	344	57	16	2	○	○	
江	2,614	627	62	31	41	○	○	
調布								
多摩西部	3,831	920	3					
西多摩	3,810	914	27	28	10	○	○	
小金井国分寺	1,253	301	38	19	3	○	○	2020/7/1
府中国立	2,807	674	40					
八王子	2,201	528	28					
日野	2,453	589	2					
多摩・稲城	2,252	541						
町田	2,702	649	4			○		2020/8/31
小平東村山	2,815	676	52	27	10	○	○	
清瀬久留米	1,680	403	9			○		設置準備中
西東京	1,790	430	6	22	19	○	○	
村山大和	1,979	475	59	85	21	○	○	
本	-	-	-	191	57	○	○	
小計	114,282	27,429	1036	1078	407	22	17	
技術センター	-	-	-	2		○		2020/6/1
合計	-	-	-	1080	407	23	17	

※通算 ※準備含む

留米支部には6月9日に機器設置が予定されています。

支部からの報告では「コロナでも関係なく来所しようとする方が多い(足立)」「ゼネコンで登録をお願いされ…。現場が動いていない期間に登録したい(大田)」「カードを作りたくても作れない人が不利を被ることのないように聞き取りしていく(江戸川)」とあり、現場が止まっているときに、登録しようとする動きを生かした取り組みが重要と言えます。

コロナ緊急事態宣言解除を受け、認定登録機関の支部窓口業務は順次再開。事前に問合せの上、申請来所下さい！

## 見える化評価の項目及び共通評価内容（コンプライアンス）

項目区分	評価内容	評価方法	詳細内容	確認方法
コンプライアンス	法令遵守	2段階評価	● 処分歴	別途申請（「国土交通省ネガティブ情報等検索サイト」の「建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム」（過去5年分）で確認）
	社会保険加入状況		● 社会保険加入状況	CCUS
	コンプライアンスに関する取組状況（従業員、事業者）		● 従業員のコンプライアンス確保の取組 ● 事業者自らのコンプライアンス確保の取組	別途申請

### コンプライアンス

コンプライアンス		2段階評価			
評価内容の平均点	配点	処分歴	社会保険加入状況	従業員コンプライアンス確保の取組 ○建設業適正取引推進機構の講習受講の有無 ○労働安全衛生大会等の出席の有無	事業者自らのコンプライアンス確保の取組 ○建設業経理士の設置の有無 ○安全団体加入の有無 ○建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の導入の有無（コンパクトコスモスを含む。）
☆	25点	25	あり	3保険のうち、加入していないものがある。	取組の該当がない。
☆☆	25点超50点未満	—	—	—	—
☆☆☆	50点以上75点未満	—	—	—	—
☆☆☆☆	75点以上	100	なし	すべて加入	該当がある。
真正性の確保				CCUS ※改正建設業法においては、社保加入が許可の要件となる。以降は、必須記載事項とすることも含めて検討。	受講証（建設業適正取引推進機構の講習） 認定証（コスモス）

## 「見える化」とは何か、評価項目の3つ目「コンプライアンス」とは？

### ◆施工能力「見える化」=企業評価の内容

「専門工事会社の施工能力を見える化し評価する制度」「ガイドライン」は、「評価の項目及び共通評価内容」と「選択評価内容の例」を参考に職種ごとに具体化されます。4職種団体（鉄筋、とび、型枠、機械土工）が先行し20年度中に策定され、21年度開始予定にむけ、6月常駐旬には国交省の見える化検討委員会が開催されます。

### ◆評価項目は3つ

「評価項目」は3区分で「基礎情報」「施工能力」の内容をニュース第68・69号で紹介し、今号で「コンプライアンス」を記載します。

### ◆3つ目の「コンプライアンス」の「評価内容」

「ガイドライン」では、「法令遵守」「社会保険加入状況」「コンプライアンスに関する取り組み状況」で評価する考え方を示しています。

#### (1)法令遵守（2段階評価）

国交省の定める建設業者の不正行為を過去5年に処分を受けてない場合100点、受けている場合でも25点配点（別途申請書に記載）。

#### (2)社会保険加入状況（2段階評価）

従業員はみな3保険（健康保険、厚生年金、雇用保険、適用除外もOK）の資格を取得している場合100点〔建設業法改正で社保加入が許可要件になります（適用除外は可）〕。3保険に未加入の者がいる場合25点となります。

#### (3)コンプライアンスへの取り組み状況

##### ①従業員の法令遵守の取組（2段階評価）

次のいずれかでも満たせば100点、なければ25点となります。

- ・（公財）建設業適正取引推進機構（建設業振興基金等で構成、建設諸法令講習や書籍発行等を行っている）の講習受講証がある。
- ・労働安全衛生大会〔全建総連の「建築大工」の評価制度案は、評価実施団体＝全建総連＝東京土建各支部の建設業法、労働基準法、労働安全衛生法、民法、建築物省エネルギー法、建築基準法、消費者契約法、住宅瑕疵担保履行法、住宅品質確保法、耐震改修促進法、長期優良住宅普及促進法、住生活基本法、建築士法を従業員1人でも研修を受け受講証や修了証があれば可、講習受講が必須となっているリカコ会員なら100点となります。他職種も同様の対応がのぞまれる〕の受講証がある（つづく）〔職域〕